**平成２４年（フ）第４５４号**
大津市美空町２番13―301号
破産者　原田　義和
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４５６号**
大津市八屋戸886番地
破産者　大吉ラーメンこと　樋口　正美
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第４１号**
兵庫県丹波市山南町谷川1040番地２
破産者　岡崎　浩文
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２３年（フ）第７０号**
兵庫県たつの市龍野町中井868番地６
破産者　長友　英基
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２４年（フ）第７１２号**
広島市安佐南区高取北１丁目21番10―202号
破産者　山本　敦子
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１１８号**
山口市小郡下郷216番地９
破産者　竹内　芳紀
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１７号**
佐賀市日の出１丁目14番５号、申立時の住所佐賀市神野西２丁目２番33―104号
破産者　河野　政則
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２２１号**
宮崎市大塚台西３丁目１番地５　市営住宅127棟３号、前住所宮崎市末広１丁目２番３号　公団住宅902号
破産者　江藤由紀子
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１８３５号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋560番地１アネックス内橋Ｃ206号
破産者　原　　康則
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９５０号**
福岡市博多区千代４丁目21番25―101号、前住所福岡市南区長丘２丁目10番25号
破産者　中田　　純
1　決定年月日　平成25年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第４７７号**
福岡市早良区百道浜３丁目５番１―502号、前住所福岡市早良区内野４丁目14番11号
破産者　仙渓荘こと　河崎　京子
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２１００号**
福岡市南区大橋団地２番110号
破産者　植田　治彦
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２１６６号**
福岡市南区大池１丁目21番25―504号
破産者　城野　正行
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５５４号**
川崎市宮前区宮崎１丁目13番地３　第３立川ハイツ201
破産者　勅使川原一
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５号**
埼玉県川口市大字赤井1313番地の21
破産者　金井　重明
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第５５９号**
埼玉県八潮市大字２丁目310番地１　テラスアベニューＢ
破産者　谷口　精亮
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第６０６号**
埼玉県越谷市大字恩間296番地５
破産者　澤田　廣志
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第６０７号**
埼玉県越谷市大字恩間296番地５
破産者　澤田　久恵
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第７０３号**
埼玉県春日部市西宝珠花141番地
破産者　山嵜　哲央
1　決定年月日　平成25年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係